

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

(議決日10月6日)

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、4回にわたり延長されてきたところであり、令和6年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる中、半導体関連産業の進出といった前向きな要素も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済も、ようやく回復の兆しが見えてきたところである。しかしながら、昨今の燃料価格をはじめとする物価高騰の影響で、農林漁業者や中小企業、小規模事業者等の業況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済の回復にも大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないよう、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和6年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

委員会提出議案第1号：私学助成の充実強化等に関する意見書

(議決日10月6日)

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年の急速な情報化・技術革新による社会的変化に加え、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、未来を創る子供たちへの教育が何より重要である。そのため国は「人への投資」を促進する政策を最優先し、質の高い公教育の再生に向けて総合的に取り組むこととしている。各私立学校は、この教育改革に的確に対応することを強く求められているものの、昨今の諸物価の上昇や生徒数の減少等により厳しい経営状況にあり、対応に苦慮しているのが現状である。

加えて、ICT環境の整備や感染症・熱中症対策としての空調・換気設備等、私立学校が対応すべき

様々な設備には多額の経費を要する。

更には、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進も急務であり、また、高等学校段階からの海外留学に係る支援策の充実や、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のための長期的な支援及び今後の激甚化する自然災害に対応する支援の強化も必要である。

また、保護者の学費負担に係る公立学校との格差は、私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げ等があったものの依然として大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金や専攻科生徒への修学支援金などの制度の更なる充実や、現行制度では負担が十分に軽減されない保護者を対象とした教育費減税制度の創設等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化が喫緊の課題である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、ICT環境の整備や生徒の海外研修等経費への支援及び学校施設の耐震化等に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣